

令和元年6月

各 位

地方独立行政法人大阪市博物館機構

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

消費税法、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が、令和元年10月1日から施行されるに伴い、改正後の消費税及び地方消費税の税率(以下「新消費税率」という。)が10%になります。

ただし、改正消費税法において、施行日以後に行われる資産の譲渡等のうち、一定のものについては、改正前の消費税及び地方消費税の税率(以下「現行の消費税率」という。)の8%を適用することとするなどの経過措置を設けられていることから、地方独立行政法人大阪市博物館機構における取扱いを定めましたので、お知らせします。

記

1 基本方針

令和元年9月30日までに契約締結を行う案件については、新消費税率10%が適用される契約の場合であっても現行の消費税率8%で契約締結するものとし、令和元年10月1日以降、速やかに契約変更により消費税及び地方消費税の増額分について契約金額の変更を行うこととします。

2 令和元年9月30日までに契約締結する案件について

(1)入札公告

令和元年9月30日までに契約締結を行う案件については、現行の消費税率8%で入札公告を行います。また、令和元年6月1日以降の入札公告においては、新消費税率10%の適用対象となる契約案件について、入札公告時に『令和元年10月1日以降、新消費税率10%の適用により課されることとなる消費税額分については、契約金額の変更を行う。』旨を明記します。

(2)入札

令和元年9月30日までに執行する地方独立行政法人大阪市博物館機構における入札の予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格(以下「予定価格等」という。)にあつては、現行の消費税率8%で積算し設定しています。入札に参加される際は、入札書に消費税法及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(3)契約締結

令和元年9月30日までの契約締結にあつては、現行の消費税率8%で契約を行い、新消費税率10%が適用される契約については、契約約款に変更契約を行う旨の附則を設けることとし

ます。

3 令和元年9月30日までに入札を行い、令和元年10月1日以降に契約締結する案件について

(1)入札公告

令和元年9月30日までに入札を行う案件については、現行の消費税率8%で入札公告を行います。ただし、契約締結時には、新消費税率10%での契約となります。

(2)入札

令和元年9月30日までに執行する入札の地方独立行政法人大阪市博物館機構における予定価格等にあつては、現行の消費税率8%で積算し設定しています。入札に参加される際は、入札書に消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

(3)契約締結

令和元年10月1日以降の契約締結にあつては、契約締結時に新消費税率10%で契約締結を行うこととします。

※比較見積(見積り合わせ)による事業者選定の場合は、「入札」を「比較見積」、「入札公告」を「比較見積の実施通知」、「入札書」を「見積書」と読み替えてください。